



共同実施だより

6号

平成20年1月18日発行
10支部共同実施会(経営サポート班)

学校預り金 未納対応について



新年を迎え、早くも2週間が過ぎてしまいました。寒い日が続きますが、体調管理には十分注意しましょう。

さて、今回は「学校預り金未納対策について」お知らせします。



未納対応 年間の流れ (校内会計の手引きより抜粋)

時期	保護者への働きかけ	校内での取り組み
年度初め	PTA 総会(学校説明会)で学校預り金について説明する。 ・年間の集金計画 ・納入依頼 ・未納の場合の対応(文書・電話・家庭訪問等)	家庭状況の把握 校内での未納対策の共通理解(予算委員会等) 督促の記録を残す
毎月	口座振替(現金納入)不能者へ文書による通知	不能の都度文書通知を作成 月末に未納者一覧を作成し周知する。 (担任・学年主任・教務主任・事務主任・教頭・校長)
	電話で督促	担任若しくは学年主任
学期末	家庭訪問、面接等で督促 ・家庭状況について把握 ・支払計画を立ててもらう	担任若しくは学年主任・教頭 状況に応じPTA 会長・民生委員等に相談する。
学年末	家庭訪問・面接等で督促 ・支払いの目途 ・次年度以降の教材費等について	担任・学年主任・教務・教頭・校長 状況に応じてPTA 会長・民生委員に相談する

原則的に債務者は保護者なので、保護者以外に督促を行うことはできません。

万一、精算時まで未納状況が続いた場合でも、他の保護者からの集金分で相殺しないでください。

未納者対応マニュアル



【第1段階】

- ・ 出納担当者は、未納者一覧を作成し、各学年主任・事務主任・教頭・校長に連絡する。
- ・ 出納担当者は、未納者一覧をもとに、納入依頼の通知を作成し、学級担任を通して児童生徒に渡す。
- ・ 学年主任は、学級担任に保護者への連絡をするよう指示する。
- ・ 学級担任は、保護者に連絡し、納入依頼と家庭事情の確認を行う。
- ・ 学級担任は、連絡した結果・内容について、出納担当者に連絡する。

【第2段階】長期にわたって未納（3ヶ月以上）の状態を続けている家庭について

- ・ 未納者一覧をもとに学年主任は学級担任と相談し、家庭事情を確認の上、保護者に連絡を取り、今後の支払いについて確認する。確認後、事務主任・教頭・校長に報告する。
- ・ 各学期末、今後の対応について校内対策打合わせ会を開催する。
(校長・教頭・該当学年主任・学級担任・事務主任)

【第3段階】さらに未納を続ける家庭について

- ・ 未納者一覧をもとに教頭は学年主任と連絡を取り家庭の事情を確認の上、保護者と連絡をとる。事情により、家庭訪問・保護者に来校を促し直接話をする。
- ・ 状況によっては、PTA 会長・民生委員に相談する。



確定申告について



Q1 確定申告は、いつからいつまでにするの？

A 平成20年2月18日(月)から平成20年3月17日(月)までです。

所得税の還付申告の方は、平成20年2月15日(金)以前でも申告書を提出することができます。

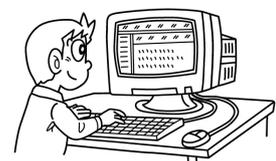
Q2 申告書の提出方法は？

A 郵便等により住所所在地等の所轄の税務署に送付する。

住所地等の所轄の税務署の受付に持参する。

税務署の時間外収受箱への投函により提出することもできる

e-Tax(国税電子申告・納税システム)で申告する。



大部分の方は「年末調整」により所得税が精算されているので申告をする必要はありません。

年末調整ではできない控除の適用を受けるために確定申告をします。
(例：住宅ローンを利用して、家を新築、購入、増改築等をしたとき。
支払った医療費から保険金などを差し引いた額が10万円以上
又は所得金額の5%以上のとき。)

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減少する場合があります。該当者は「住宅借入金等特別税額申告書」をお住まいの市(区)へ提出する必要があります。